

第 12 次 第 1 回 横浜市消費生活審議会 議事次第

平成 30 年 12 月 10 日（月）午前 10 時～
関内中央ビル 5 階特別会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 会長・副会長の選出について
- (2) 会議録確認者の選出について
- (3) 第 12 次横浜市消費生活審議会の運営について
 - ア 第 12 次横浜市消費生活審議会部会構成（案）
 - イ 第 12 次横浜市消費生活審議会のテーマ（案）
 - ウ 第 12 次横浜市消費生活審議会委員所属部会（案）
 - エ 第 12 次横浜市消費生活審議会スケジュール（案）
- (4) その他

3 閉 会

【資料】

- 資料 1 第 12 次横浜市消費生活審議会委員名簿
- 資料 2 第 12 次横浜市消費生活審議会の運営について
- 資料 3 若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム

第12次横浜市消費生活審議会委員名簿

平成30年10月1日現在

No	委員氏名	所 属
1	あまの まさお 天野 正男	神奈川県弁護士会
2	いしづか ようこ 石塚 陽子	神奈川県弁護士会
3	うめもと よしのぶ 梅本 佳伸	一般財団法人 家電製品協会 管理部 部長
4	えのもと ひでお 榎本 英雄	一般社団法人 横浜市工業会連合会 会長
5	おおさわ あや 大澤 彩	法政大学 法学部 教授
6	おおもり しゅんいち 大森 俊一	公益社団法人 日本訪問販売協会 専務理事
7	かわい なおみ 河合 直美	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
8	くりた ゆたか 栗田 裕	横浜商工会議所 小売部会長
9	さとう よしつぐ 佐藤 喜次	公益社団法人 消費者関連専門家会議 理事
10	しみず ふさよ 清水 房代	横浜市消費生活推進員 中区代表
11	しろた たかこ 城田 孝子	神奈川県弁護士会
12	たがや としこ 多賀谷 登志子	横浜市消費者団体連絡会 代表幹事
13	たなか まこと 田中 誠	神奈川県弁護士会
14	ながお じゅんじ 長尾 淳司	一般社団法人 日本クレジット協会 総務企画部長
15	ほしの てつはる 星野 哲東	市民委員
16	ほそかわ こういち 細川 幸一	日本女子大学家政学部 教授
17	むら ちずこ 村 千鶴子	東京経済大学 現代法学部 教授・弁護士
18	もり とみこ 森 登美子	市民委員
19	よう なおこ 楊 直子	横浜市生活協同組合運営協議会 副代表

敬称略：五十音順

第 12 次横浜市消費生活審議会の運営について

第12次横浜市消費生活審議会 部会構成（案）

【役割】（横浜市消費生活条例より抜粋）

第7条 市長の諮問に応じ、消費生活に関する重要な事項を調査審議し、消費者被害の救済に関するあっせん及び調停を行い、並びに消費者の消費生活に係る訴訟の援助に関する事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、消費生活に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

【構成】20名以内 第12次審議会：19名（学識経験者8名、消費者5名、事業者6名）

第12次 横浜市消費生活審議会

施策検討部会

テーマを設定し、課題を抽出し、必要な施策について審議を行います。

<開催頻度>

年2～3回の開催を予定しています。

消費生活協働促進事業 審査評価部会

消費生活協働促進事業への応募団体の審査及び評価を行います。

<開催頻度>

年2回の開催を予定しています。

消費者被害救済部会

市長の付託により紛争のあっせん・調停を行います。

<開催頻度>

付託案件の発生により随時開催。付託案件がなければ、年1回の開催を予定しています。

公募委員選考部会

次期審議会の市民公募委員の選考を行います。

<開催頻度>

平成32年度に2回の開催を予定しています。

消費者教育推進地域協議部会

消費者教育推進法に規定された市消費者教育推進計画の作成に関して意見を述べるほか、構成員相互の情報の交換及び調整を行います。審議会委員の他、専門委員が出席します。

<開催頻度>

年1回の開催を予定しています。

※ 部会構成員：委員10人以内をもって組織する（消費生活条例施行規則第3条第4項）。

施策検討部会概要

設置目的	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活に関する重要な事項の調査審議を行う。 ・消費生活に関する重要な事項について市長に意見を述べる。 	
【参考】 第11次の 部会状況	<p>1 審議テーマ 横浜市における市内事業者との連携・協力の在り方 (平成30年9月12日 報告)</p> <p>2 部会開催回数 5回(平成29年2月、7月、12月、平成30年3月、6月)</p> <p>3 報告の概要 「営利活動が基本の事業者の考え方を十分に理解し、共に歩むため、効果的な情報共有と協働の推進を目指す」ことを基本的な考え方として、以下の4つの対応の方向性を示した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> <p>対応の方向性1 事業者との情報共有の推進</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> <p>対応の方向性2 従業員への消費者教育の推進</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> <p>対応の方向性3 事業者と連携した一般人向けの消費者教育の推進</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>対応の方向性4 事業者と連携した消費者被害防止の視点からの見守りの推進</p> </div>	
第12次の部会 開催見込	開催回数	5回程度(予定)
	任期内の 開催見込	<p><平成30(2018)年度> <u>1回(H31年1～2月頃)</u></p> <p><平成31(2019)年度> <u>3回</u> <u>(6～7月頃、11～12月頃、H32年2～3月頃)</u></p> <p><平成32(2020)年度> <u>1回(5～6月頃)</u></p> <p>※審議状況によって変更する場合があります。</p>

消費者教育推進地域協議部会概要

設置目的	構成員相互の情報交換を行うとともに、横浜市消費者教育推進計画の策定及び変更に関して、総合的、体系的かつ効果的な推進にかかる意見を行うことを目的とする。	
専門委員	<p>【参考】第11次部会における専門委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ○横浜市消費生活総合センター センター長 ○（公財）横浜市老人クラブ連合会事務局長 ○（公財）横浜市国際交流協会事務局長 ○（福）横浜市社会福祉協議会横浜生活あんしんセンター事務長 ○横浜市教育委員会事務局北部学校教育事務所指導主事室指導主事 	
【参考】 横浜市消費者教育推進計画について	<p>消費者教育推進の考え方を定めた「横浜市消費者教育推進の方向性（平成27年9月策定）」に沿って、本市が推進する消費者教育事業を取りまとめた単年度計画を毎年策定。策定にあたっては、教育部会でご意見をいただき、各区局における事業の実施状況の確認等を行う。教育部会からいただいた意見等は、関係区局で構成（1区10部局22課）する横浜市消費者教育推進庁内連絡会議で事務局からフィードバックをする。</p>	
第12次の部会 開催見込	開催回数	2回（予定）
	任期内の開催見込	<p><平成31（2019）年度></p> <p>※5月に書面表決により、31年度計画を確定</p> <p><u>1回（7月）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30年度の振り返り、H31年度の進捗状況確認、H32年度計画に向けた意見聴取 <p><平成32（2020）年度></p> <p>※5月に書面表決により、32年度計画を確定</p> <p><u>1回（7月）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・H31年度の振り返り、H32年度の進捗状況確認、H33年度計画に向けた意見聴取

消費生活協働促進事業審査評価部会概要

設置目的	<p>消費生活協働促進事業の募集内容の検討、実施団体の審査・選考、事業の評価などを行う。</p> <p><消費生活協働促進事業の概要></p> <p>市内活動団体から「消費者被害の未然防止」や「消費者市民社会の実現」に向けた取組を募集し、審査を経て採択された団体と横浜市が協働で事業を実施する。</p>												
<p>【参 考】</p> <p>平成30年度消費生活協働促進事業について</p>	<p>【平成 30 年度事業の審査・選定について】</p> <p>6 団体 ※からの申込みがありましたが、審査の結果、2 団体が選定されました。</p> <p>※消費者被害の未然防止に向けた取組（2 団体）、消費者市民社会の実現に向けた取組（4 団体）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 15%;">実施団体</th> <th style="width: 25%;">事業名</th> <th style="width: 55%;">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">消費者市民社会の実現に向けた取組</td> <td>特定非営利活動法人 森ノオト (40万円)</td> <td>横浜の地産地消を未来につなぐ編集会議 & 文化祭</td> <td>横浜の地産地消の普及啓発と消費者市民社会の実現に向けた取組として、地産地消の恵みを味わい、学べる文化祭を開催する。開催にあたっては、市民から企画・運営に関わるメンバーを募り、月 1 回の編集会議を実施する。</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">消費者市民社会の実現に向けた取組</td> <td>横浜市資源リサイクル事業協同組合 (40万円)</td> <td>「地産地消」と「地域循環型びんリユースシステム」が織りなす環境配慮型消費行動のススメ</td> <td>地産地消飲料の原料産地やリユースびんに関わる現場を巡るツアーと環境配慮型消費生活についての情報発信と意見交換を行なうシンポジウムを開催する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	実施団体	事業名	事業内容	消費者市民社会の実現に向けた取組	特定非営利活動法人 森ノオト (40万円)	横浜の地産地消を未来につなぐ編集会議 & 文化祭	横浜の地産地消の普及啓発と消費者市民社会の実現に向けた取組として、地産地消の恵みを味わい、学べる文化祭を開催する。開催にあたっては、市民から企画・運営に関わるメンバーを募り、月 1 回の編集会議を実施する。	消費者市民社会の実現に向けた取組	横浜市資源リサイクル事業協同組合 (40万円)	「地産地消」と「地域循環型びんリユースシステム」が織りなす環境配慮型消費行動のススメ	地産地消飲料の原料産地やリユースびんに関わる現場を巡るツアーと環境配慮型消費生活についての情報発信と意見交換を行なうシンポジウムを開催する。
区分	実施団体	事業名	事業内容										
消費者市民社会の実現に向けた取組	特定非営利活動法人 森ノオト (40万円)	横浜の地産地消を未来につなぐ編集会議 & 文化祭	横浜の地産地消の普及啓発と消費者市民社会の実現に向けた取組として、地産地消の恵みを味わい、学べる文化祭を開催する。開催にあたっては、市民から企画・運営に関わるメンバーを募り、月 1 回の編集会議を実施する。										
消費者市民社会の実現に向けた取組	横浜市資源リサイクル事業協同組合 (40万円)	「地産地消」と「地域循環型びんリユースシステム」が織りなす環境配慮型消費行動のススメ	地産地消飲料の原料産地やリユースびんに関わる現場を巡るツアーと環境配慮型消費生活についての情報発信と意見交換を行なうシンポジウムを開催する。										
第 12 次の部会開催見込	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">開催回数</td> <td>4 回（予定）</td> </tr> <tr> <td>任期内の開催見込</td> <td> <p><平成 31（2019）年度></p> <p><u>2 回</u></p> <p>4 月：H31 年度事業応募団体の審査</p> <p>6 月：H30 年度実施事業評価</p> <p><平成 32（2020）年度></p> <p><u>2 回</u></p> <p>4 月：H32 年度事業応募団体の審査</p> <p>6 月：H31 年度実施事業評価</p> </td> </tr> </table>	開催回数	4 回（予定）	任期内の開催見込	<p><平成 31（2019）年度></p> <p><u>2 回</u></p> <p>4 月：H31 年度事業応募団体の審査</p> <p>6 月：H30 年度実施事業評価</p> <p><平成 32（2020）年度></p> <p><u>2 回</u></p> <p>4 月：H32 年度事業応募団体の審査</p> <p>6 月：H31 年度実施事業評価</p>								
開催回数	4 回（予定）												
任期内の開催見込	<p><平成 31（2019）年度></p> <p><u>2 回</u></p> <p>4 月：H31 年度事業応募団体の審査</p> <p>6 月：H30 年度実施事業評価</p> <p><平成 32（2020）年度></p> <p><u>2 回</u></p> <p>4 月：H32 年度事業応募団体の審査</p> <p>6 月：H31 年度実施事業評価</p>												

公募委員選考部会概要

設置目的	<p>横浜市消費生活審議会委員公募要領に従い、市民からの公募による委員を選考する。</p> <p>審議会において、消費者を代表する委員の一部を市民からの公募による委員とすることにより、市民の立場からの意見及び提案等を政策形成過程に活用するとともに、審議会を市民に開かれたものとし、市民との協働による消費者行政の実現を図ることを目的とする。</p>	
【参考】 第12次市民委員公募について	<p>【第12次市民委員公募の概要】</p>	
	応募資格	消費者問題に関心があり、平日の昼間に開催される会議に出席できる、市内在住の20歳以上の方
	募集人員	若干名
	募集期間	平成30年5月28日～平成30年6月27日
	応募方法	郵送、持参、ファックス、電子メール
	選考方法	応募用紙に記載されているこれまでの活動経歴・自己PR・志望動機及び作文（「消費者問題について関心のある事項や必要と考える取組」）を総合的に審査して選考
	募集結果	15名（男性12名、女性3名）
	選考結果	2名（男性1名、女性1名）
第12次の部会 開催見込	開催回数	2回（ただし、市民委員に欠員が生じた場合には、必要に応じ開催します。）
	任期内の 開催見込	<p><平成32（2020）年度></p> <p><u>2回</u></p> <p>5月：公募スケジュール等の関係事項の確認</p> <p>8月：応募者の選考</p>

消費者被害救済部会概要

設置目的	消費者から申出のあった消費生活上の被害に対し、消費生活総合センターにおいて、被害救済のための必要な助言その他の措置をとったにもかかわらず、解決することが困難であった紛争について、あっせん及び調停等を行う。	
【参考1】 消費生活相談 の流れ	<ol style="list-style-type: none"> 1 相談の受付（助言・他機関紹介、情報提供等の実施） 2 相談員によるあっせん 3 三者面談によるあっせん （必要に応じて実施。消費者・事業者・消費生活相談員の三者） 4 付託要件等の適合性の検討 5 選定会議による付託案件の決定 	
【参考2】 審議会におけ るあっせん・調 停の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・エステティックサロンにおける美容器具及び健康食品の購入に係る紛争案件（平成14年9月24日付託、12月25日報告、あっせん解決） ・学習教材の購入契約に係る紛争案件（平成15年5月9日付託、9月3日報告、あっせん解決） ・有料老人ホーム入居契約に係る紛争案件（平成16年1月26日付託、11月15日報告、あっせん・調停打ち切り） 	
第12次の部会 開催見込	開催回数	付託案件の発生により随時開催 なお、付託案件がない場合には2回（年1回）の開催を予定しています。
	任期内の 開催見込	※付託案件がない場合 <平成31（2019）年度> <u>1回（8月頃）</u> <平成32（2020）年度> <u>1回（8月頃）</u>

【参 考】 審議会での審議状況

	期間	審議テーマ	部会・開催回数	具体的な取組内容
1	平成8年10月～ 10年9月	消費者の主体的活動 の支援の在り方について (答申)	審議会 6回 消費者支援部会 11回	○学校における消費者教育 の充実 ○消費生活推進員活動の活 性化
2	平成10年10月～ 12年9月	消費者の被害未然防 止等の在り方について (報告)	審議会 5回 被害未然防止部会 16回	○効果的な情報提供の推進 ○件数増等に対応した相談 体制の強化策
3	平成12年10月～ 14年9月	事業者指導及び被害 救済システムの在り方 について (報告)	審議会 5回 事業者指導・被害救済システム活性化 専門部会 12回	○条例を適用した事業者指 導及びあっせん・調停の実 施及び要領等の整備
4	平成14年10月～ 16年9月	社会経済状況の変化 を踏まえた消費生活条 例の在り方について (答申)	審議会 6回 消費者被害救済部会 6回 条例・施行規則及び消費生活関連施策 の在り方に関する専門部会 11回	○第5次で行う条例改正に 向けての検討
5	平成16年10月 ～18年9月	消費者基本法に対応 した、横浜市消費生活条 例の在り方について (答申)	審議会 3回 消費者被害救済部会 1回 消費者基本法に対応した、横浜市消費 生活条例の在り方に関する専門部会 6回	○第4次答申の内容を踏ま えて、消費者基本法に対応 した消費生活条例の整備 充実を図るための検討 ○条例改正
6	平成18年10月～ 20年9月	消費者教育・学習支援 の在り方について (報告)	審議会 2回 消費者被害救済部会 2回 消費者団体等協働促進事業審査評価部会 3回 消費者教育・学習支援部会 3回	○消費者団体等協働促進事 業審査評価部会の新設
7	平成20年10月～ 22年9月	今後の横浜市の消費 者行政の在り方につい て (提言)	審議会 1回 消費者被害救済部会 2回 消費者団体等協働促進事業審査評価部会 4回 施策検討部会 6回	○消費者安全法施行に伴う 変革を受けた横浜市の今 後の消費者行政の在り方 についての検討
8	平成22年10月～ 24年9月	消費生活に係る実態 の把握と消費者行政の 課題について (報告)	審議会 1回 消費者被害救済部会 2回 施策検討部会 6回 消費者団体等協働促進事業審査評価部会 4回	○消費生活実態アンケート を実施 ○調査結果を踏まえた今後 の横浜市の消費者行政の 課題の検討
9	平成24年10月～ 26年9月	新たな視点での消費 者教育について (報告)	審議会 2回 消費者被害救済部会 2回 施策検討部会 6回 消費者団体等協働促進事業審査評価部会 4回	○消費者教育の内容と情報 提供の仕組みの検討
10	平成26年10月 ～28年9月	地域における高齢者 の見守りの在り方につ いて (報告)	審議会 3回 消費者被害救済部会 1回 施策検討部会 3回 消費生活協働促進事業審査評価部会 5回 公募委員選考部会 4回 消費者教育推進地域協議部会 3回	○高齢者の消費者被害を防 ぐための地域の見守りの在 り方について、既にある見 守りの仕組みに消費者被害 防止の視点を加えていくこ とを基本とする。
11	平成28年10月 ～30年9月	横浜市における市内 事業者との連携・協力の あり方について (報告)	審議会 3回 消費者被害救済部会 2回 施策検討部会 5回 消費生活協働促進事業審査評価部会 4回 公募委員選考部会 2回 消費者教育推進地域協議部会 2回	○営利活動が基本の事業者 の考え方を十分に理解し、 共に歩むため、効果的な情 報共有と協働の推進を目指 すことを基本方針とする。

第12次横浜市消費生活審議会のテーマ（案）

※第12次横浜市消費生活審議会任期：平成30年10月～平成32年9月

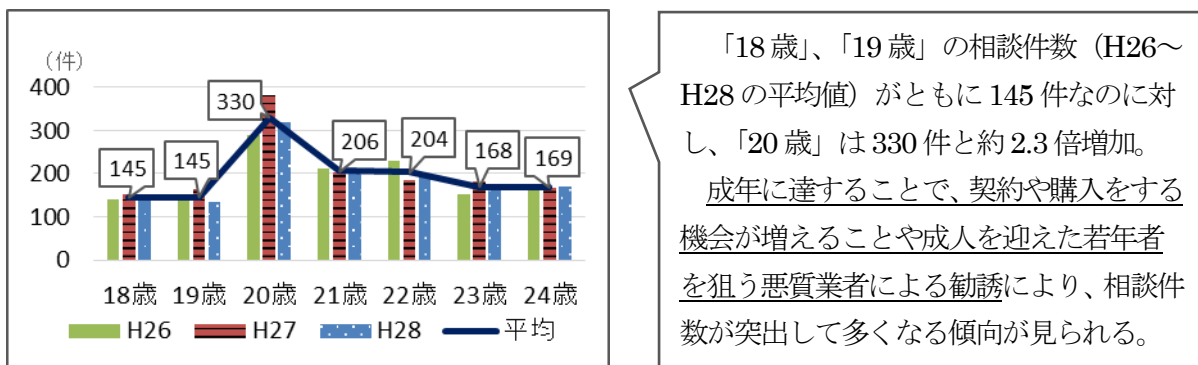
テーマ（案）：若年者への消費者教育の在り方

【1. テーマ選定の背景】

○2018年6月13日に成年年齢を引き下げる改正民法が成立。成年年齢が引き下げられると、18歳・19歳は未成年取消権の行使ができなくなり、消費者被害が低年齢化する恐れがある【図1】
ため、若年者への消費者教育は喫緊の課題。

○実践的な消費者教育の実施を推進するため、関係省庁（消費者庁、金融庁、法務省、文部科学省）が連携し、2018年度から2020年度の3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」が策定された。これにより、教育委員会や学校関係者等と連携・協力し、高等学校、大学等における消費者教育の推進や教員による消費者教育の指導力向上等が地方公共団体にも求められている。【資料3】

【図1】18歳～24歳における消費生活相談件数（平成26年から平成28年の3か年の平均値）



【2. テーマ（案）に関する課題】

- 改正民法が施行される前（2022年4月施行予定）に、これまでの消費者教育に加え、成年年齢引下げを踏まえた消費者教育に早期に取り組んでいく必要がある。
- 教育委員会や教育現場（小学校・中学校・高校・専門学校・大学等）との連携・調整を図っていくことが重要。特に、高校・専門学校・大学との連携は、現状、十分ではない。

【3. 具体的な審議内容（案）】

- ① 成年年齢引下げを見据えた消費者教育の推進
- ② 教育委員会等（小学校・中学校・高校・専門学校・大学）との連携 等

第 12 次横浜市消費生活審議会委員所属部会（案）

委員名	施策検討部会	消費者教育推進 地域協議部会	消費生活協働促 進事業審査評価 部会	公募委員選考 部会	消費者被害救済 部会
天野委員				○	○
石塚委員					○
梅本委員				○	○
榎本委員	○				
大澤委員		○			○
大森委員			○		○
河合委員		○	○		
栗田委員		○			
佐藤委員	○				
清水委員	○				
城田委員	○				○
多賀谷委員		○		○	
田中委員	○				
長尾委員	○				
星野委員	○				
細川委員	○				
村委員	○				
森委員		○			
楊委員			○		○

第12次横浜市消費生活審議会スケジュール（案）

（第11次のスケジュールを基に作成しています。）

		施策検討部会	消費者教育推進 地域協議部会	消費生活協働促進 事業審査評価部会	公募選考部会 （※1）	消費者被害 救済部会（※2）	
30 年度	10月						
	11月						
	12月	第1回審議会（会長・副会長選出、審議テーマの決定）					
	1月						
	2月	第1回部会					
	3月						
31 年度	4月			第1回部会	市民委員に欠員が 生じた場合随時（※1）	付託案件が発生した場合 随時（※2）	
	5月						
	6月	第2回部会		第2回部会			
	7月		第1回部会				
	8月						第1回部会
	9月						
	10月	第2回審議会（各部会の審議状況中間報告、審議テーマに関する全体議論）					
	11月	第3回部会					
	12月				市民委員に欠員が 生じた場合随時（※1）	付託案件が発生した場合 随時（※2）	
	1月						
2月	第4回部会						
3月							
32 年度	4月			第3回部会			
	5月	第5回部会			第1回部会		
	6月			第4回部会			
	7月		第2回部会				
	8月				第2回部会	第2回部会	
	9月	第3回審議会（各部会の審議状況報告、審議テーマに関する報告書の確定）					

（※1）公募委員選考部会は市民委員に欠員が生じた場合、任期の残任期間に応じ随時開催

（※2）消費者被害救済部会は付託案件が生じた場合は随時開催

若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム

2018年2月20日

若年者への消費者教育の推進に関する

4省庁関係局長連絡会議決定

(改定：2018年7月12日)

1. 趣旨

民法の成年年齢引下げに向けた検討が進められていることを踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のための効果的な消費者教育の方策として、実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題となっている。成年年齢引下げを見据え、実践的な消費者教育の実施を推進するため、関係省庁が連携し、2018年度から2020年度の3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を推進する。

2. 実践的な消費者教育の取組の推進**(1) 高等学校等における消費者教育の推進****① 学習指導要領の徹底【文部科学省】**

- ・ 学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、社会科や家庭科を中心に各教科等において充実した消費者教育を推進する（高等学校では、学習指導要領に基づき、公民科において、消費者に関する問題を指導するほか、家庭科において、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任、消費生活と生涯を見通した経済の計画、契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題や消費者の自立と支援などを指導する。）。

② 消費者教育教材の開発、手法の高度化【消費者庁・金融庁・法務省・文部科学省】

- ・ 実践的な能力を身に付ける消費者教育教材を活用した授業の実施を推進する。実施に当たっては、消費者庁で2016年度に作成した高校生向け消費者教育教材「社会への扉」を全国の学校に提供し、活用を促す（2017年度は、徳島県内の全高校で「社会への扉」を活用した授業を実施し、その効果を検証しており、2020年度に全国で同様の授業を実施することを目指して働きかけを行う）。（参考1）
- ・ 実践的な消費者教育の推進に当たっては、法務省で行っている法教育の取組と必要な連携を行う。
- ・ アクティブ・ラーニングの視点からの手法等（参加型授業、模擬体験）を用いた消費者教育により、実践的な知識の習得を推進する。

③ 実務経験者の学校教育現場での活用【消費者庁・金融庁・文部科学省】

- ・ 実務経験者（消費生活相談員、弁護士、司法書士、金融経済教育の実務者

等)の有する知識や経験を活用するため、学校での外部講師としての効果的な活用を推進する。

(活用の推進のため、独立行政法人国民生活センター等で研修を行うなどして、消費者教育コーディネーターを育成し、都道府県等への配置を促進する。)(参考2)

④ 教員の養成・研修【消費者庁・文部科学省】

- ・若年者の消費者教育分科会による、大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習等における消費者教育に関する取組についての取りまとめ(平成30年6月29日)を受けた消費者教育推進会議における審議(平成30年7月9日開催)を踏まえ、別紙のとおり、教員による消費者教育の指導力向上のための取組を推進する。

(2) 大学等における消費者教育の推進

- ① 大学、専門学校等と消費生活センターとの連携、消費者被害防止に関する情報提供、取組の普及啓発等を行う。【消費者庁・文部科学省】
- ② 大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、出前講座等を実施する。【消費者庁】
- ③ 大学における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及【金融庁】

(3) その他

- ① 全ての都道府県、政令指定都市において、消費者教育の推進に関する法律に基づく消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置を目指す。【消費者庁】(参考3)
- ② 大学等及び社会教育における消費者教育の指針を見直し、大学等及び教育委員会に対して周知を行う。【文部科学省】

3. 関係省庁間の連携の推進

実践的な消費者教育の実施を効果的に推進するため、関係省庁は本アクションプログラムに沿って緊密に連携して各種取組を進めていく。

4. 各施策の実施時期とフォローアップ

- (1) 上記の各施策については、いずれも各省庁が直ちにに取り組むこととする。
- (2) また、集中強化期間の間、各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップを行い、本アクションプログラムの着実な実施を確保するとともに、必要な施策について検討する。その際、必要に応じて消費者教育推進会議の意見を聴く。

(以上)

教員による消費者教育の指導力向上のための 教職課程、免許状更新講習及び教員研修に関する取組

実践的な消費者教育の実施に向け、教員による消費者教育の指導力向上を図るため、教員の養成・研修について、関係省庁（消費者庁、文部科学省、金融庁、法務省）等が連携し、以下の取組を推進する¹。

1. 教職課程における消費者教育の内容の充実

- ・ 公民科及び家庭科の教職課程において、消費者教育に関する内容についての実践的な能力を生徒に対して指導する力が身に付けられるよう、大学に対して促す。（文部科学省）
- ・ 公民科及び家庭科における消費者に関する問題又は消費生活に関する事項について、教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示す参考指針の策定等の際に取り扱いを検討する。（文部科学省）

2. 有機的に連携した継続的な体制の構築

- ・ 教職課程における教員養成から現職教員に対する研修等まで有機的に連携した一貫した体制を構築するため、大学と都道府県教育委員会等との間で協議する場として教員育成協議会の活用を、大学並びに都道府県及び指定都市に対して促す。（文部科学省）
- ・ 教員育成協議会に消費者教育について協議する分科会等を設け、地域の消費者行政担当部局を参画させることの検討を促す。（消費者庁、文部科学省）
- ・ 同協議会に参画する地域の消費者行政担当部局を支援するため、消費者教育の知見など必要な情報を提供する。（消費者庁、独立行政法人国民生活センター）

3. 現職教員に対する講習、研修における講座の開設数の増加及び内容の充実

(1) 免許状更新講習に係る取組

① 「必修領域」での消費者教育の取扱い

消費者教育を含む成年年齢の引下げに関する事項については、免許状更新講習の「必修領域」において取り扱うことができることを都道府県教育委員会等及び大学に周知する。（文部科学省）

¹ 本文書中、特に定義のない文言については、消費者教育推進会議「若年者の消費者教育分科会」取りまとめ（平成30年6月29日）中の用語の例による。

- ② 「選択領域」での講座開設数の増加等
免許状更新講習の「選択領域」における消費者教育に係る講習の開設数を増加させ、また、講習内容についても、実践的な消費者教育を指導できる内容となるよう促す。(文部科学省)
 - ③ 新たな主体による講座開設
全国の教員に講習の機会を提供できるよう独立行政法人国民生活センター等が講習開設者となることを検討し、実施に向けて取り組む。(消費者庁、独立行政法人国民生活センター)
- (2) 教員研修に係る取組
- ① 研修開設数の増加
中堅教諭等資質向上研修等の教員研修において、消費者教育を扱う研修を積極的に実施するよう、都道府県教育委員会等に対し促す。(文部科学省)
 - ② 独立行政法人国民生活センターや地域の消費生活センターによる研修の実施と都道府県教育委員会等との連携強化
都道府県教育委員会等の意向を汲みつつ、独立行政法人国民生活センターや地域の消費生活センターによる、教員向けの研修の実施に向け取り組む。(消費者庁、独立行政法人国民生活センター)
都道府県教育委員会等が、上記研修を教育委員会の法定研修等としても積極的に位置付けるよう促す。(文部科学省)
 - ③ 教員研修用講義動画の配信
独立行政法人教職員支援機構による、消費者教育に関する教員研修用講義動画の配信など、各地域における研修の充実に向けた、コンテンツの提供及び周知等に取り組む。(文部科学省、独立行政法人教職員支援機構)
 - ④ 学校管理職に対する研修の充実
学校管理職における外部人材の活用や教科間連携の重要性に関する理解のため、研修が適切に行われるよう促す。(文部科学省)

4. 外部人材等の活用及び育成

- (1) 外部人材の活用に向けた働き掛け、情報提供
教職課程、免許状更新講習及び教員研修において、大学及び都道府県教育委員会等が、必要に応じて、外部人材を講師として活用するよう促す。(文部科学省)

- ・ 各種の団体と協議して、教育現場で活用できる外部人材について情報収集を行い、収集した情報をもとに人材バンクを構築する。(消費者庁)
- (2) 消費者教育コーディネーターの業務遂行のための環境整備
 - ・ 消費者教育コーディネーター²の質的保証のために、コーディネーターとして適した者の情報収集を行い、例えば認定制度を設けるなどして、認定されたコーディネーターを人材バンクに登録し情報発信する。(消費者庁)
 - ・ コーディネーターの設置に向け、都道府県及び指定都市に対して財源に係る支援を行う。(消費者庁)
 - ・ 独立行政法人国民生活センターにおいて開催するコーディネーター育成講座の内容を充実させ、開催地及び開催回数を増やすことを検討し、実施する。また、独立行政法人国民生活センターの講座の開設や相互の意見の交換の場を設けるなど、コーディネーター自身に対する研鑽の場の提供について検討し、実施する。(消費者庁)
 - ・ 大学及び教育委員会等に対し、外部人材との連携を行うコーディネーターの制度を周知し、活用を促進する。(文部科学省)

² 消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整をする役割を担う者(消費者教育の推進に関する基本的な方針(平成25年6月28日閣議決定、平成30年3月20日変更)参照)

参考1

「社会への扉」を活用した授業の実施

⇒実践的な能力を身に付ける



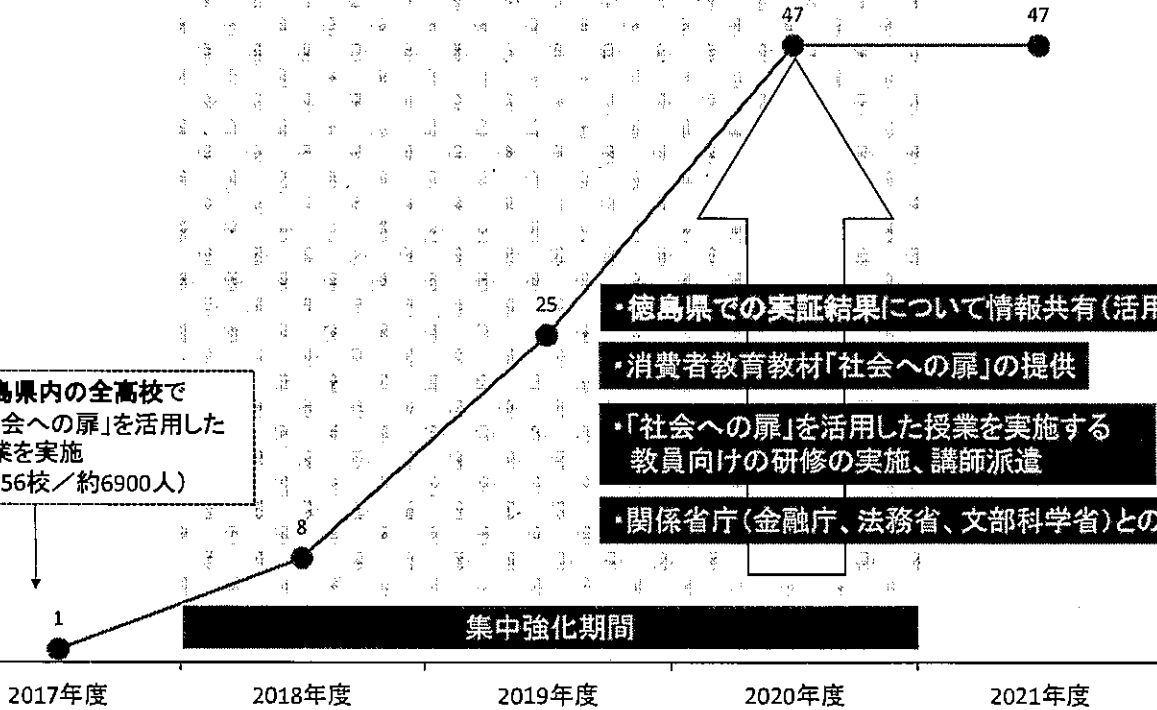
目標

すべての都道府県で全高校で実施

都道府県数

徳島県内の全高校で「社会への扉」を活用した授業を実施 (全56校/約6900人)

- ・徳島県での実証結果について情報共有(活用手法等)
- ・消費者教育教材「社会への扉」の提供
- ・「社会への扉」を活用した授業を実施する教員向けの研修の実施、講師派遣
- ・関係省庁(金融庁、法務省、文部科学省)との連携



参考2

消費者教育コーディネーターの育成・配置

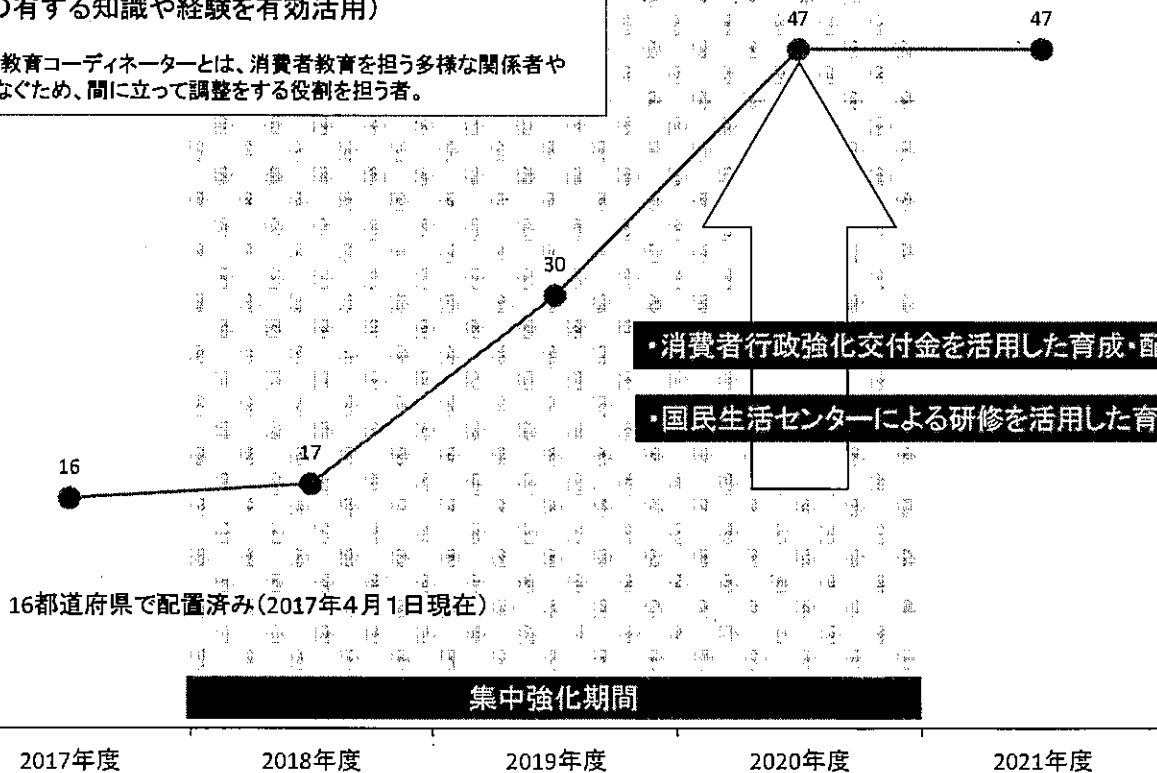
⇒学校教育現場における外部講師の活用(実務経験者の有する知識や経験を有効活用)

※消費者教育コーディネーターとは、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整をする役割を担う者。

目標

すべての都道府県で配置

都道府県数



- ・消費者行政強化交付金を活用した育成・配置の促進
- ・国民生活センターによる研修を活用した育成

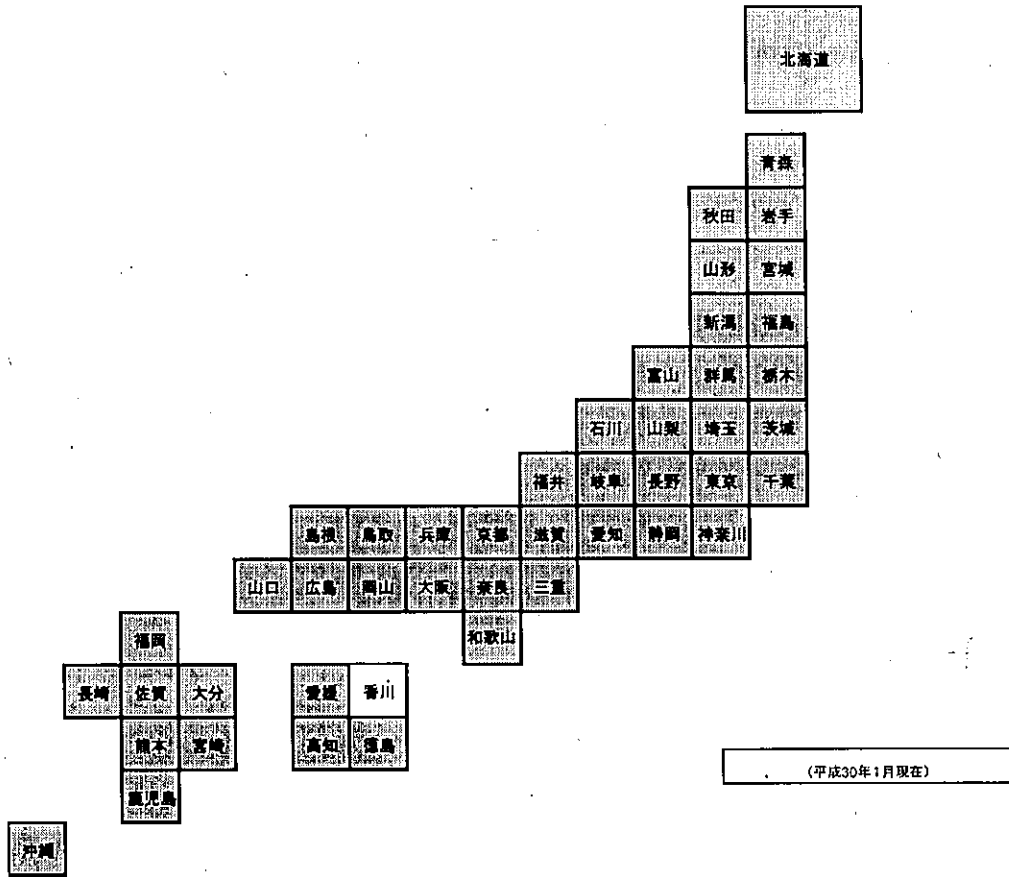
【注記】なお、平成30年3月末時点において、
 ・香川県でも計画策定済み
 ・和歌山県でも協議会設置済み と確認。

⇒協議会未設置県は大阪府のみ
 (計画は47都道府県で策定済み)

参考3

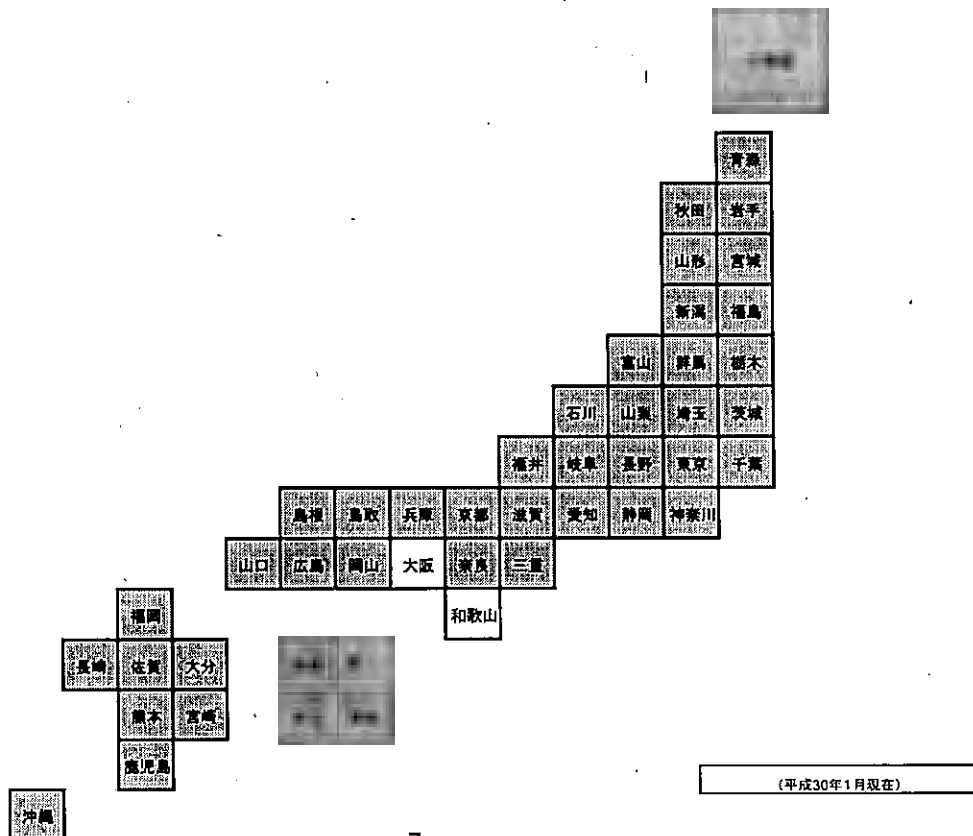
○消費者教育推進計画の策定状況

【現状】46都道府県で策定済み



○消費者教育推進地域協議会の設置状況

【現状】45都道府県で設置済み



(別添)

若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議について

平成30年2月20日

4省庁申し合わせ

1. 趣旨

民法の成年年齢引き下げに向けた検討が進められていることを踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のための効果的な方策として、実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題となっている。

この取組を推進するにあたり、関係省庁が緊密に連携して取組を推進するため、「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」を設置し、若年者における効果的な消費者教育の実施、関係者の取組推進のための方策等について検討する。

2. 会議構成員

消費者庁	消費者庁次長
文部科学省	生涯学習政策局長 初等中等教育局長
法務省	大臣官房司法法制部長
金融庁	総括審議官

3. 担当課長会議構成員

4省庁関係局長会議の下に、担当課長会議を置く。

消費者庁	消費者教育・地方協力課長
文部科学省	生涯学習政策局 男女共同参画学習課長 初等中等教育局 教育課程課長 教職員課長
法務省	大臣官房司法法制部 司法法制課長
金融庁	総務企画局 政策監理官

4. 庶務

消費者庁消費者教育・地方協力課において処理する。